

加古川市新規就農者経営発展支援事業補助金（経営開始資金）交付要綱

令和5年4月1日産業経済部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するために、次世代を担う農業者に市が資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、将来の市の農業の担い手の確保に資することを目的とし、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲、額及び期間は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、実施要綱別記2第6の2（3）に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第4条 市長は、実施要綱別記2第7の2（4）に定めるところにより補助金の交付の可否を決定するものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した補助事業者に補助金を交付する。
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の停止、中止及び休止）

第6条 補助金の交付の停止、中止及び休止については、実施要綱別記2第5の2（3）、第6の2（4）及び（5）並びに第7の2（6）及び（7）に定めるところによる。

（補助金の返還及び免除）

第7条 補助金の返還及び免除については、実施要綱別記2第5の2（4）、第6の2（7）及び第7の2（8）に定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日又は実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

別表 (第2条関係)

補助金の種類	補助金名称	経営開始資金
補助金の範囲	対象となる者	実施要綱別記2第5の2(1)の要件を満たす者
補助金の額及び期間		実施要綱別記2第5の2(2)のとおり